

*特に区別を要する場合を除き、上場会社・3月決算会社・監査役会設置会社をモデル事例とする。

Q7 取締役会における議案説明の省略

Q 取締役会決議事項について、事前に議案の説明を行っていれば、取締役会当日は当該議案の説明を省略することが可能でしょうか。

A

事前に議案の説明を行っている取締役会決議事項の議案について、法的には当日説明の省略は可能なものの、実務上は概略の説明程度を行うのが一般的です。

解説

1 問題の所在

役員（取締役および監査役）は多忙で長時間スケジュールを抑えることが難しいことがあり、限られた取締役会の時間を有効に活用することが必要になります。一方で、取締役会の前に資料を送付するだけでなく、役員に事前に議案の説明をすることが多く、この場合に取締役会当日の説明を省略することができるかが問題となります。

2 議案の当日説明省略の可否

取締役会の決議事項は、会社法上定められているほか（会社法 362 条 4 項）、各社が取締役会付議基準で定めているのが一般的です。

取締役会決議の通常のプロセスは、「議案説明・審議・決議」であるところ、議案説明は、取締役および監査役が善管注意義務を果たすため、案件の事実等を正確に認識するために重要なものです。

しかし、取締役会決議は、取締役による自由闊達な「審議」と、その審議を踏まえた上での「決議」が望ましいところ、事前に取締役および監査役に正確な事実認識をしてもらうだけの十分な議案の「説明」を行っていれば、必ずしも取締役会当日のその場で「説明」が行われることは法的には必須ではないと考えられます。

しかし、個別に事前説明を受けた役員としては、他の役員がどのような説明を受けているかがわからないまま決議を行うことに不安を抱く可能性があるため、事前説明を行ったとしても、取締役会において説明を一切省略するのではなく、「詳細は事前説明時に別紙でご説明したとおり」というかたちで概略の説明を行いつつ、事前説明時に役員から受けた質問につ

いて取締役会場で回答することが実務上は一般的です。

会社法研究会参加企業を対象に実施したアンケート結果によれば、議案の説明を完全に省略している企業は少数であり、説明を簡略化するにとどめているのが多数でした。

3 議案の当日説明を省略した場合の留意点

当日の説明を省略した場合、取締役会議事録には、当該議案についての説明は当然に記載されず、適切な説明がなされたことの記録を残せないこととなります。

そこで、取締役会当日に議長または議案提案者である取締役から、事前説明を行った旨の発言をし、取締役会議事録にはその発言の記録を残しておくことで、取締役会決議の手続の適正性を確保しておくことが考えられます。

〔参考資料〕

- ・ 日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク＝取締役会事務局懇話会 編著『取締役会事務局の実務——コーポレート・ガバナンスの支援部門として』（商事法務、2021）160頁～166頁
- ・ 島田邦雄編著『取締役・取締役会の法律実務 Q&A〔第2版〕』（商事法務、2022）504頁～505頁